○近畿地方整備局告示第五十三号

次のように道路の供用を開始するので、道路法（昭和二十七年法律第百八十号）第十八条第二項の規定に基づき、告示する。

その関係図面は、令和八年三月三十一日から二週間一般の縦覧に供する。

令和八年三月三十一日　　近畿地方整備局長　齋藤　博之

路線名	供用開始の区間	図面縦覧場所
九号	亀岡市古世町芝原三五番二から同市下矢田町四丁目一一四番六まで	近畿地方整備局及び同局京都国道事務所
〃	亀岡市下矢田町二丁目二一六番一〇から同市下矢田町二丁目一〇一番一まで	〃

供用開始の期日　令和八年三月三十一日

○近畿地方整備局告示第五十四号

次のように道路の供用を開始するので、道路法（昭和二十七年法律第百八十号）第十八条第二項の規定に基づき、告示する。

その関係図面は、令和八年三月三十一日から二週間一般の縦覧に供する。

令和八年三月三十一日　　近畿地方整備局長　齋藤　博之

路線名	供用開始の区間	図面縦覧場所
百六十一号	大津市北小松字南苔野二六一番四地先から同市北小松字川原一〇九九番五まで（ただし、関係図面に表示する部分のみ。）	近畿地方整備局及び同局滋賀国道事務所

供用開始の期日　令和八年三月三十一日

○近畿地方整備局告示第五十五号

次のように道路の区域を変更したので、道路法（昭和二十七年法律第百八十号）第十八条第一項の規定に基づき、告示する。

その関係図面は、令和八年三月三十一日から二週間一般の縦覧に供する。

令和八年三月三十一日　　近畿地方整備局長　齋藤　博之

(一)　道路の種類　一般国道

(二)　路線名　百六十五号

(三)　道路の区域

区間	変更前後別	敷地の幅員延長
大和高田市大字神楽七二番一から同市大字神楽一九九番三まで	前	八・七四～八・九七メートル　〇・一三五キロメートル
	後	一〇・〇二～一三・八五　〇・一三五

(四)　図面縦覧場所　近畿地方整備局及び同局奈良国道事務所

○近畿地方整備局告示第五十六号

次のように道路の供用を開始するので、道路法（昭和二十七年法律第百八十号）第十八条第二項の規定に基づき、告示する。

その関係図面は、令和八年三月三十一日から二週間一般の縦覧に供する。

令和八年三月三十一日　　近畿地方整備局長　齋藤　博之

路線名	供用開始の区間	図面縦覧場所
百六十五号	大和高田市大字神楽六五番一から同市大字神楽一一〇番四まで（ただし、関係図面に表示する部分のみ。）	近畿地方整備局及び同局奈良国道事務所

供用開始の期日　令和八年三月三十一日

○近畿地方整備局告示第五十七号

都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第六十三条第一項の規定により、都市計画事業の事業計画の変更を認可したので、同条第二項の規定において準用する同法第六十二条第一項の規定に基づき、次のとおり告示する。

令和八年三月三十一日　　近畿地方整備局長　齋藤　博之

一　施行者の名称　滋賀県

二　都市計画事業の種類及び名称　平成二十二年近畿地方整備局告示第百二十三号彦根長浜都市計画道路事業三・四・十九号原松原線

三　事業施行期間　自平成二十二年四月一日至令和九年三月三十一日

四　事業地

収用の部分　平成二十二年近畿地方整備局告示第百二十三号、平成二十九年近畿地方整備局告示第二十二号及び平成三十年近畿地方整備局告示第十八号の事業地のうち原町字平野地内において事業地を変更する。

使用の部分　なし

○近畿地方整備局告示第五十八号

都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第五十九条第二項の規定により、都市計画事業を認可したので、同法第六十二条第一項の規定に基づき、次のとおり告示する。

令和八年三月三十一日　　近畿地方整備局長　齋藤　博之

一　施行者の名称　滋賀県

二　都市計画事業の種類及び名称　彦根長浜都市計画道路事業三・四・二十号原長曽根線

三　事業施行期間　自令和八年三月三十一日至令和九年三月三十一日

四　事業地

収用の部分　滋賀県彦根市原町字平野地内

使用の部分　なし

○近畿地方整備局告示第五十九号

都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第六十三条第一項の規定により、都市計画事業の事業計画の変更を認可したので、同条第二項の規定において準用する同法第六十二条第一項の規定に基づき、次のとおり告示する。

令和八年三月三十一日　　近畿地方整備局長　齋藤　博之

一　施行者の名称　大阪府

二　都市計画事業の種類及び名称　平成九年建設省告示第千四百六十二号南部大阪都市計画道路事業七・六・二百二十五―五号高石南海西側一号線

三　事業施行期間　自平成九年七月十七日至令和十六年三月三十一日

四　事業地

収用の部分　変更なし

使用の部分　なし

○近畿地方整備局告示第六十号

都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第六十三条第一項の規定により、都市計画事業の事業計画の変更を認可したので、同条第二項の規定において準用する同法第六十二条第一項の規定に基づき、次のとおり告示する。

令和八年三月三十一日　　近畿地方整備局長　齋藤　博之

一　施行者の名称　大阪府

二　都市計画事業の種類及び名称　平成九年建設省告示第千四百六十三号南部大阪都市計画道路事業七・七・二百二十五―三号高石南海東側一号線

三　事業施行期間　自平成九年七月十七日至令和十六年三月三十一日

四　事業地

収用の部分　変更なし

使用の部分　なし